

有価証券報告書の訂正報告書

(証券取引法第24条の2第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成18年4月1日
(第9期) 至 平成19年3月31日

未来証券株式会社

(541076)

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第 24 条の 2 第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 19 年 10 月 31 日
【事業年度】	第 9 期(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
【会社名】	未来証券株式会社
【英訳名】	Mirai Securities Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上 島 健 史
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目 8 番 14 号
【電話番号】	03(5299)6111 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 高 橋 均
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目 8 番 14 号
【電話番号】	03(5299)6111 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 高 橋 均
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第9期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレートガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

(10) (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する旨定款に定めています。

また、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する旨定款に定めています。

(11) (取締役の一部責任免除)

当社は、取締役会の決議によって取締役および取締役であったものの会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めています。

また、当社は、社外取締役の会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる旨定款に定めています。

(12) (監査役の一部責任免除)

当社は、取締役会の決議によって監査役および監査役であった者の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には賠償限度額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めています。

また、当社は、社外監査役の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる旨定款に定めています。